

平成 29 年 6 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人

精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について

神奈川県医師会を通じて通知が参りましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

29 神医第 362 号

平成 29 年 5 月 26 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 増沢 成幸
(公印省略)

精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (地域保健関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：松井

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

(地Ⅲ36)

平成29年5月8日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業については、それぞれ「地域生活支援広域調整会議等事業実施要綱」及び「地域移行・地域生活支援事業実施要綱」により実施されているところです。

今般、別添の新旧対照表とおり、実施要綱の一部が改正され、平成29年4月1日より適用されることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に通知がなされ、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。